



所信声明  
**助産師の専門職としての責務**  
Professional Accountability of the Midwife

### 背景

ICM「助産師の定義」(2011)は、「助産師は、女性の妊娠・出産・産褥期を通じて必要な支援、ケア、助言を行い、助産師自身の責任において出産を円滑に進め、新生児および乳幼児にケアを提供するために女性と協力して取り組む、行動責任と説明責任を負った専門職と認識される」としている。

ICM「基本的助産実践に必須なコンピテンシー」(2010)は、助産師が最新の知識・技術を用いて実践に責務を負い、臨床においての意思決定に責務があることを明確にしている。

### 見解

ICMは、「助産師の定義」で明らかにされているように、助産師は女性と新生児に対するケアおよび自らの行動と専門職者としての助言についての義務があると考え。この説明責任は、他者の助言や命令による自己の行動にも及ぶ。

助産師が自らの行動に説明責任を負うためには、以下のことを果たさなければならない。

- 認定された専門教育プログラムの一環として、行動を完全に遂行できる知識や技術を習得すること
- 適格な助産実践の基礎である知識や技術を定期的に更新し拡充するために、現任教育プログラムを受ける機会がある。
- コンピテンシー獲得に必要な教育を受けていないために行動を起こさない責任について認識すること

### 会員協会への指針

会員協会には、同様の声明がまだ存在しないのであれば、この声明を各組織における行動指針として採択するよう勧める。

### 関連 ICM 文書

ICM. 2010. 基本文書 基本的助産実践に必須なコンピテンシー (2013年改訂)

ICM. 2011. 基本文書 助産師の定義

ICM. 2014. 基本文書 助産師の倫理綱領

**2008年、グラスゴーでの国際評議会にて採択**

2014年、プラハ国際評議会にて見直し・採択

次回見直し予定：2020年

2016年 公益社団法人日本看護協会、公益社団法人日本助産師会、一般社団法人日本助産学会 訳

ICM発行文書の原文については、ICMが著作権を有します。

日本のICM加盟団体である日本看護協会・日本助産師会・日本助産学会は、ICMの許諾を得て日本語に翻訳しました。

日本語訳の著作権については、原文作成者であるICMと日本看護協会・日本助産師会・日本助産学会に帰属します。

原文の転載引用については、ICMに連絡し使用許諾を得てください。

日本語訳の転載引用については、日本助産師会<http://www.midwife.or.jp/>に連絡し使用許諾を得てください。